

## 法人税等会計基準（案）の公表

企業会計基準委員会は、11月9日付で、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下、法人税等会計基準（案））を公表しており、平成29年1月10日まで意見募集を行っています。

法人税等会計基準（案）は、基本的に現行の会計基準等の内容を踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行ったもので、実質的な内容の変更を意図したものではありません。今回は、法人税等会計基準（案）のうち、法人税等の更正等による追徴及び還付に関する取り扱いについて、以下でご紹介いたします。

### ・追徴の場合（法人税等会計基準（案）5項）

過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等について、更生等により追加で徴収される可能性が高く、当該追徴税額を合理的に見積ることができる場合、企業会計基準第24項第4項(8)に定める誤謬に該当するときを除き、原則として、当該追徴税額を損益に計上する。

### ・還付の場合（法人税等会計基準（案）6項）

過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等について、更生等により還付されることが確実に見込まれ、当該還付税額を合理的に見積ることができる場合、企業会計基準第24項第4項(8)に定める誤謬に該当するときを除き、当該還付税額を損益に計上する。

#### 企業会計基準第24号第4項(8)

「誤謬」とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる、次のような誤りをいう。

- ①財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
- ②事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り
- ③会計方針の適用の誤り又は表示方法の誤り

上記の通り法人税等会計基準（案）では、追徴の場合と還付の場合の認識における閾値は異なるものとしており、この部分は両社の閾値を同じとしている国際的な会計基準と相違する部分となっていますが、我が国のこれまでの会計慣行に照らした取り扱いを重視し、現行基準の取り扱いを踏襲したものとなっています。

また、追徴の場合に「原則として」の表現を用いる趣旨は、課税を不服として法的手段を取る場合に、追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースが排除されていないことを想定したものとなっています。

なお、上記の更正等による追徴税額及び還付税額は、法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した科目の次に、その内容を示す科目をもって表示するとされていますが、金額の重要性が乏しい場合は、法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示することができるとされています。

以上